

令和4年3月25日

下妻市耐震改修促進計画に定めるブロック塀等の安全対策に掲げる避難路について

下妻市耐震改修促進計画第2章(4). 1) ブロック塀等の安全対策について、以下のとおり変更する。

(旧) そのため、本市では通学路(児童生徒が市内の小中学校に通うため徒歩又は自転車にて通行する市内の道路区間であって、各学校が認めたものをいう。)をブロック塀等の安全対策が必要な避難路として指定し、避難路沿道に存する危険ブロック塀等の除却費用の一部を補助する制度の創設を検討しています。

↓

(新) そのため、本市では通学路(児童生徒が市内の小中学校に通うため徒歩又は自転車にて通行する市内の道路区間であって、各学校が認めたものをいう。)及び下妻市地域防災計画に定める緊急輸送道路をブロック塀等の安全対策が必要な避難路として指定します。また、耐震改修を促進するための国及び県の補助制度等を活用し、避難路沿道上に存する危険ブロック塀等の除却に要する費用の一部を補助します。